

○国土交通省令第一号  
環境省令第一号

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二号）の施行に伴い、並びに下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令  
 (下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正)

第一条 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

区分	方法
(一) 希釈試料の調製	試料一ミリリットルに滅菌りん酸塩緩衝希釈水又は滅菌生理的食塩水九ミリリットルを加えて十ミリリットルとする。
(二) 培地の調製	純水に5ープロモー4ークロロー3ーインドリルβ-Dーグルクロニドを含む寒天培地を加え、これを加熱して溶かす。これを滅菌する必要がある場合は、摂氏百二十一度以上で十五分以上高圧蒸気滅菌をする。
(一) 希釈試料の調製	試料十ミリリットルに滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとし、その十ミリリットルをとり、これを滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとする。
(二) 培地の調製	純水一リットルにペプトン十グラム、寒天十五グラムないし二十五グラム、乳糖十グラム、塩化ナトリウム(25%)五グラム、クエン酸第二鉄アンモニウム二グラム及びリン酸水素二カリウム(K <sub>2</sub> HPO <sub>4</sub> )二グラムを加え、これを加熱して溶かし、濾過した後、濾過した溶液を水素指数七・三ないし七・五とする。次に、この溶液にデオキシコール酸ナトリウム(C <sub>12</sub> H <sub>17</sub> O <sub>4</sub> Na)一グラム及びニユート랄レッド(C <sub>20</sub> H <sub>12</sub> O <sub>6</sub> Na)〇・〇三三グラムを加え、再び、水素指数七・三ないし七・五とする。

(試料の採取)

第三条 大腸菌数について検定を行う場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。

(検定等の着手時)

第四条 次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後当該各号に定める時間に着手しなければならない。

(略)

一 大腸菌数 十二時間以内

二 生物化学的酸素要求量 九時間以内

(試料の保存)

第五条 次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができる場合は、当該試料を、当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。

一 大腸菌数 摂氏零度以上摂氏五度以下の暗所に保存すること。

二 生物化学的酸素要求量又は浮遊物質 摂氏零度以上摂氏十度以下の暗所に保存すること。

(略)

(大腸菌数の検定方法)

第六条 大腸菌数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行なわなければならない。

$A = a \times 10$

この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 大腸菌数(単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位)

a 定型的集落数の平均値(単位 コロニー形成単位)

別表第一(第六条)

(試料の採取)

第三条 大腸菌群数について検定を行なう場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。

(検定等の着手時)

第四条 次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後それぞれ当該各号に定める時間に着手しなければならない。

(略)

二 生物化学的酸素要求量又は大腸菌群数 九時間以内(新設)

(試料の保存)

第五条 次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができる場合は、当該試料を、それぞれ当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。

一 生物化学的酸素要求量又は浮遊物質 十度以下零度以上の暗所に保存すること。

二 大腸菌群数 五度以下零度以上の暗所に保存すること。

(略)

(大腸菌群数の検定方法)

第六条 大腸菌群数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行なわなければならない。

$A = a \times 100$

この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)

a 定型的集落数の平均値(単位 個)

別表第一(第六条)

(下水道の処理開始の公示事項等に関する省令の一部改正)

第二条 下水の処理開始の公示事項等に関する省令(昭和四十二年厚生省建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)</p> <p>第二条の二 令第十五条の三第八号に規定する同条第一号から第七号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、一年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、四年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 外国の学校において、令第十五条の三第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものを当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した者であつて、当該各号に規定する期間下水道等及び下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>五 二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣及び環境大臣が指定した試験に合格したもの</p> <p>六 五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣及び環境大臣が指定した講習を修了したもの</p>	<p>(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)</p> <p>第二条の二 令第十五条の三第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した後、六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、一年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、四年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>四 外国の学校において、令第十五条の三第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、それぞれ当該各号に規定する期間下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>五 二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)で国土交通大臣及び環境大臣が指定した試験に合格したもの</p> <p>六 五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)で国土交通大臣及び環境大臣が指定した講習を修了したもの</p>

(三) 定型的集落数の平均値の測定

希釈試料を二ミリリットルずつ二個以上の培地にとり、それぞれについて、摂氏三十四度以上摂氏三十七度以下で十八時間以上二十四時間以下平板培養し、それぞれの平板培地中に発生した大腸菌の定型的集落数について、その平均値を求め、これを定型的集落数の平均値とする。

(三) 定型的集落数の平均値の測定

希釈試料を二立方センチメートルずつ二個の培地にとり、それぞれについて、三十五度ないし三十七度で十八時間ないし二十時間重層平板培養し、それぞれの平板培地中に発生した定型的集落数について、その平均値を求め、これを定型的集落数の平均値とする。

この省令は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、第一条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

附則